

消費税率引上げに伴う消費支出の動きをみると、消費税率引上げ後の少なくとも1年間程度、低所得者層（第I分位⁵³）において消費の低迷が続いている一方、それ以外の層ではそれほど特徴的な動きはみられない。両者の消費動向の違いを確認するために、低所得者層と高所得者層の消費の動きを比較してみると、高所得者層の落ち込みは税率引上げ以前の消費水準の5%程度にとどまっているのに対し、低所得者層では落ち込みの程度が10%程度と、比較的大きくなっている（第1-2-4図（1））。さらに年齢別に分解すると、世帯主が44歳未満の家計と55~64歳で落ち込みが大きい（第1-2-4図（2））。この背景には、前述のとおり、若年子育て期世帯や、勤労所得がなく、年金などの安定収入も少ない60歳代前半無職世帯などの構造的な弱さを内包する世帯が、消費税率引上げに伴う必需品価格の上昇等に直面し、消費を抑制したと考えられる。

なお、駆け込み需要の規模は高所得者層（第V分位⁵⁴）で大きく、これを年齢別に分けると世帯主が65歳以上の家計で顕著である（第1-2-4図（3））。こうした家計は所得・金融資産ともに大きいため、消費税率引上げによる物価上昇前に必要なものを購入できることなどが影響している。実際、購入したものは、自動車や家電、家具などの耐久財が多い。

以上のことから、消費税率引上げに伴う物価上昇は、低所得者層を中心にある程度の消費抑制効果を持ったことが考えられる。こうした実質所得の目減りによる消費への影響を緩和するためには賃金や最低賃金の伸びを高めていくことが重要であるとともに、働きたい高齢者が働きやすい環境整備や若年子育て期世帯が抱える将来不安の解消など、より根本的な問題への対応も必要である。

3 消費税率引上げ時の経済政策効果

●子育て特例給付を受けた家計はそれ以外の家計よりも消費を増やす傾向

2014年4月の消費税率引上げ時に、その影響を緩和するため、政府は家計を対象とした給付措置を実施するとともに減税措置⁵⁵を拡充した。ここでは、こうした給付措置による効果を定量的に検証する。

給付措置としては、児童手当を受給している子育て世帯向けの「子育て世帯に対する臨時特例給付措置（以下、「子育て特例給付」という。）や市町村民税を課税されていない低所得者向けの「簡素な給付措置」⁵⁶が挙げられる。

子育て特例給付は、2014年1月分の児童手当⁵⁷の受給者を対象に、児童一人当たり1万円が支給される制度で、支給対象児童数⁵⁸1,271万人に対し支給が行われた。ただし、このうち簡素

注 (53) 年間収入五分位境界値（集計世帯を年間収入によって五分割した境界値）で区分した第I五分位階級。第I五分位階級と第II五分位階級の境界値は334万円（2014年平均）。

(54) 年間収入五分位境界値（集計世帯を年間収入によって五分割した境界値）で区分した第V五分位階級。第IV五分位階級と第V五分位階級の境界値は820万円（2014年平均）。

(55) 住宅を購入した低・中所得の家計に対する「一般の住宅取得に係る給付措置」や住宅ローンを借り入れて住宅を取得した家計に対する住宅ローン減税等の拡充がある。

(56) 臨時福祉給付金とも呼称。

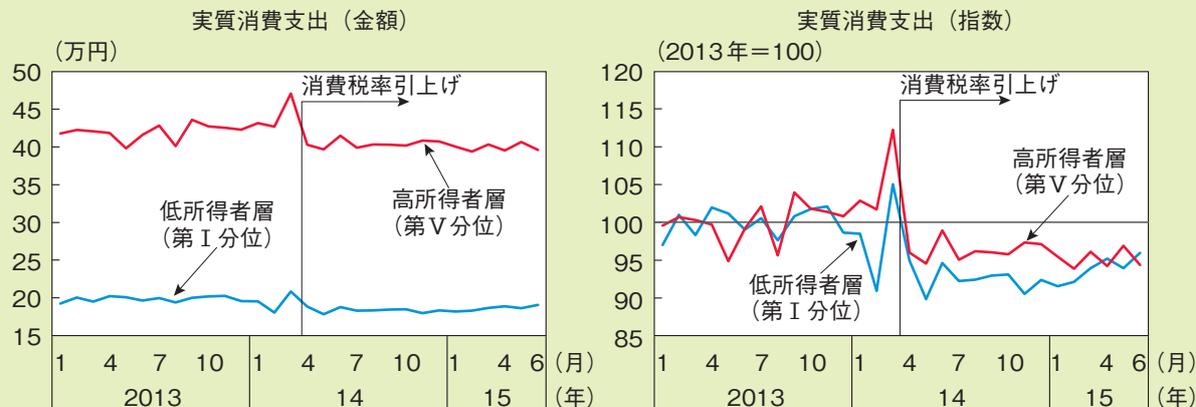
(57) 0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給。児童手当の受給に係る所得制限限度額における収入額の目安は、扶養親族等の数が2人の場合917.8万円。

(58) 予算積算上の推計数。

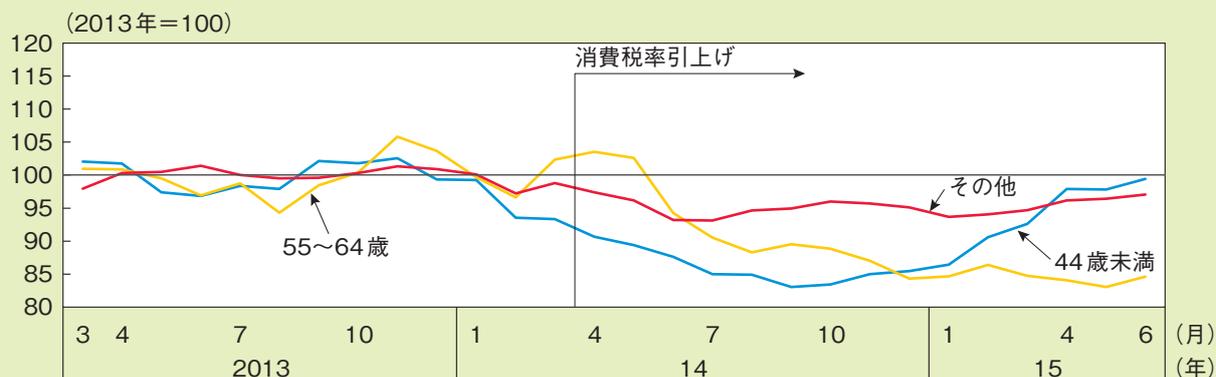
第1-2-4図 家計属性別にみた消費税率引上げ時の消費変動

低所得者層のうち、世帯主が44歳未満及び55～64歳の世帯で消費支出の落ち込みが顕著

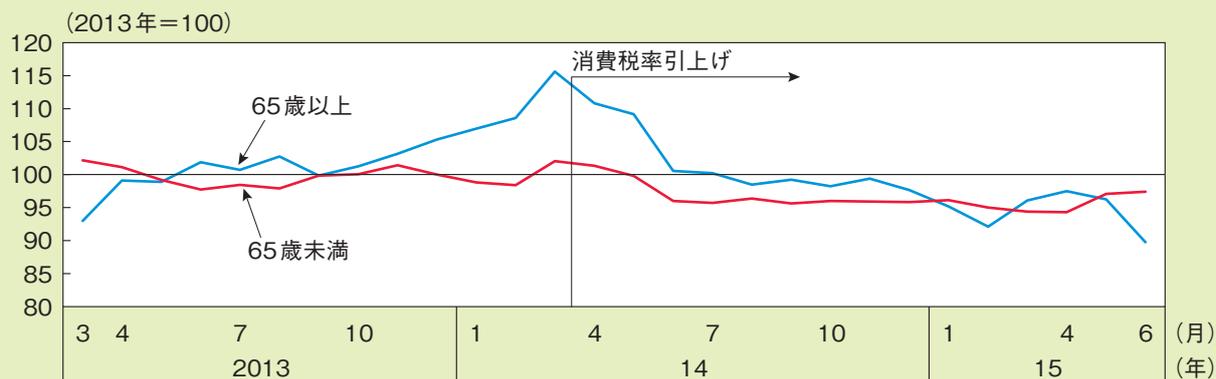
(1) 所得階層別の1世帯当たりの実質消費支出の推移



(2) 低所得者層（第I分位）の世帯主の年齢階級別の実質消費支出（指数）



(3) 高所得者層（第V分位）の世帯主の年齢階級別の実質消費支出（指数）



- (備考)
- (1) は総務省「家計調査」により作成。(2) 及び (3) は「家計調査」の調査票情報を独自集計したもの。
 - 二人以上の世帯。実質。内閣府による季節調整値。(2) 及び (3) は後方3か月移動平均。
 - (1)、(2) 及び (3) の所得階級別は、調査世帯を世帯の年間収入によって五分割した「年間収入五分位階級」による区分。低所得者層は第I五分位階級をいい、第I五分位階級と第II五分位階級の境界値は334万円 (2014年平均)。高所得者層は第V五分位階級をいい、第IV五分位階級と第V五分位階級の境界値は820万円 (2014年平均)。
 - (1) の世帯数割合は、高所得者層、低所得者層ともに20%。
 - (2) 及び (3) の低所得者層における世帯数割合は44歳以下が11%、55～64歳が15%、その他が74% (2014年平均)。高所得者層は65歳以上が18%、64歳未満が82% (2014年平均)。

な給付措置の対象者及び生活保護制度の被保護者等は除かれる。

また、簡素な給付措置は、市町村民税（均等割）が課税されていない者、2,400万人⁵⁹を対象に、一人当たり1万円⁶⁰が支給される。

ここでは、この二つの給付措置に着目し、これらが支給対象世帯の消費支出を促進する効果があったのかどうか検証する⁶¹。具体的には、対象世帯の消費支出額の変化額と非対象世帯のそれを比較し、対象世帯の方が統計的に有意に増加していれば消費押上げ効果が検出されたとされる。また、こうした世帯をできるだけ精緻に特定できるパネルデータを用いて分析するが、当該データの制約上、各年1月の消費額しか存在しないため、1月の消費額変化額（前年同月差）に対する政策効果を検証する。

子育て特例給付において、対象世帯と非対象世帯それぞれの2015年1月の消費支出変化額の分布を比較すると、対象世帯の分布は非対象世帯の分布よりも増加（プラス）方向に偏っている様子がみとれる。これは、対象世帯の方が非対象世帯よりも、消費を増やした世帯数が全体として多かったことを示唆している（第1-2-5図（1））。ここで使用しているデータは単月の数字しかないため、年間を通じてどの程度の効果があったかについては判別できないという制約があり、推計結果は幅を持つてみる必要があるが、給付による消費押上げ効果について定量的に推計したところ、対象世帯は少なくともおおむね1万円程度の消費を非対象世帯よりも増加させた可能性が示唆される（第1-2-5図（2））。

簡素な給付措置においても同様に、対象世帯と非対象世帯の消費支出変化額の分布を比較すると、子育て特例給付ほどは明確ではないものの、対象世帯は非対象世帯に対して増加（プラス）領域が厚めとなっている様子がみられる（前掲第1-2-5図（1））。ただし、こうした効果を定量的に推計すると、消費に与える影響はプラス方向ではあるものの、統計的に有意には検出されない（前掲第1-2-5図（2））。この背景には当該措置の対象者には相当数の高齢者が含まれるところ、2009年に実施された定額給付金の場合には高齢者は支給後すぐに消費に回す傾向があったこと⁶²を踏まえると、当該措置の支給状況⁶³として、多くの市町村において2014年7月までに申請受付が開始され、2014年10月末までに大半の対象者に対して支給されていることから、支給後の数か月間で消費に回された結果、2015年1月の消費にはその押上げ効果が明確には検出されなかったとも考えられる。

本節では、最近の個人消費が力強さを欠く背景として、様々な要因が影響していることをみた。消費税率引上げの影響に加え、①各種施策等による耐久財消費の需要先食い、②若年子育て期世帯や60歳代前半無職世帯での消費慎重化などが挙げられる。

今後、個人消費を伸ばしていくためには、賃金の持続的な上昇に加え、第2章で分析するように構造的な課題に取り組んでいくことが重要である。

注

(59) 予算積算上の推計数。

(60) 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等にはさらに5千円が支給される。

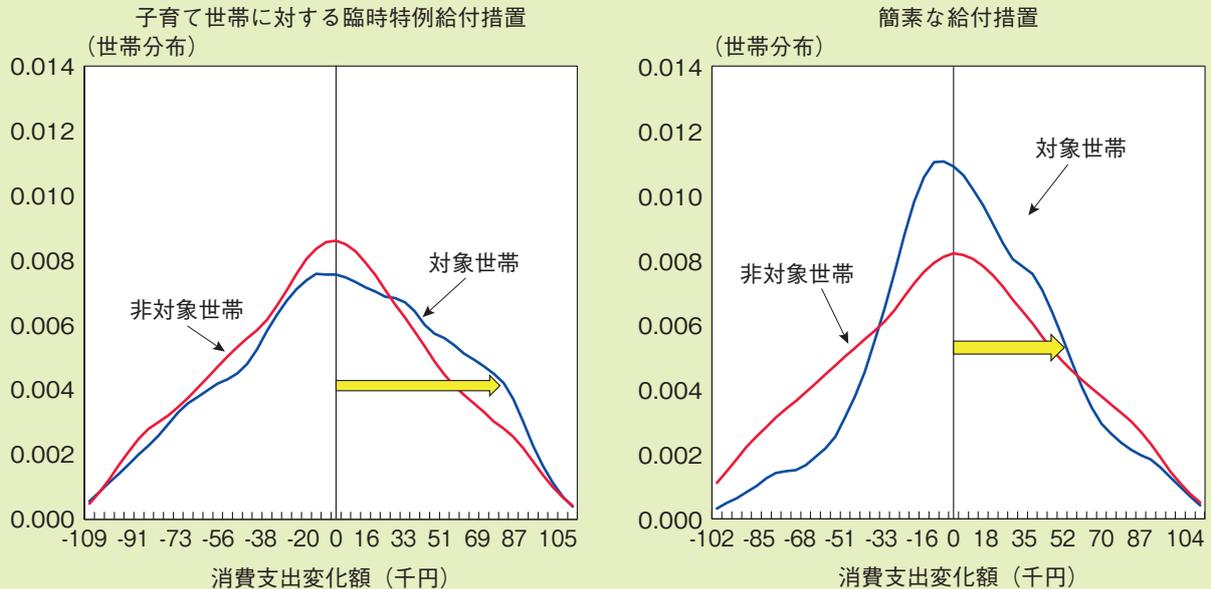
(61) 分析の詳細については付注1-1を参照。

(62) 詳細は内閣府政策統括官（経済財政分析担当）（2012）を参照。

(63) 子育て特例給付の支給状況もおおむね同様とみられる。

第1-2-5図 経済政策による家計消費の押し上げ効果

子育て世帯に対する臨時特例給付措置などの経済政策は対象家計の消費押し上げに寄与
 (1) 消費支出の変化額ごとの世帯分布



- (備考) 1. 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター「日本家計パネル調査 (JHPS / KHPS)」により作成。Yasui (2016) による。
 2. 横軸は2015年1月の消費支出額の前年同月差。縦軸は消費支出変化額ごとの世帯数分布 (カーネル密度分布) を算出。
 3. 左図における対象世帯は、2013年に児童手当を受領し、生活保護給付を未受領かつ簡素な給付措置の対象外の世帯のうち、2013年の世帯の年収 (税込) が児童手当の所得制限限度額表における扶養親族の数に応じた収入額を上回っている世帯を除外したもの。非対象世帯は当該対象世帯以外の世帯。右図における対象世帯は、2013年の生活保護給付を未受領かつ2013年の世帯の年収 (税込) が205.7万円よりも小さい世帯。非対象世帯は当該対象世帯以外の世帯。

(2) 消費関数の推計結果

| | 被説明変数：消費支出変化額 | | | |
|--------------------|-------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| | (推計式1) | (推計式2) | (推計式3) | (推計式4) |
| 子育て特例給付 (単位：千円) | 11.8*** (2.76) | 12.7** (2.59) | 12.7** (2.59) | 11.9** (2.44) |
| 簡素な給付措置 (単位：千円) | 4.3 (0.73) | 5.2 (0.81) | 5.2 (0.81) | 3.7 (0.58) |
| 同居人数の変化 | — | — | — | 15.7*** (7.70) |
| 定数項 | — | -0.9 (-0.37) | -6.9*** (-3.20) | -3.0 (-1.44) |
| 年ダミー | 無 | 無 | 有 | 有 |
| 標本数 | 4,946 | 4,946 | 32,617 | 25,083 |

- (備考) 1. 慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター「日本家計パネル調査 (JHPS/KHPS)」により作成。Yasui (2016) による。
 2. ***, **はそれぞれ有意水準1%未満、3%未満で有意。()内はt値。
 3. 推計式1~2は2015年のサンプル、推計式3~4は2010年~15年までの全期間のサンプルを使用した。なお、消費支出変化額の上下0.5%を外れ値として除去したものを使用。
 4. 推計の詳細は付注1-1参照。